

西区役所子育て支援・地域福祉関係窓口等業務非常勤嘱託職員要綱

制 定 平成 27 年 4 月 1 日

一部改正 平成 28 年 8 月 1 日

1 目的

この要綱は「大阪市非常勤嘱託職員要綱」に基づき任用される西区役所子育て支援・地域福祉関係窓口等業務非常勤嘱託職員（以下「非常勤嘱託職員」という）について必要な事項を定めることを目的とする。

2 資格要件

子育て支援・地域福祉担当業務の経験や自治体窓口における従事経験を有する者、もしくは同等の経験を有する者

3 任用

非常勤嘱託職員の選考は、面接により行う。

4 任用期間

任用期間の更新の基準日は、毎年 4 月 1 日とし、任用期間の更新を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況並びに前年度の勤務実績等を総合的に勘案し、その任用期間を 2 回に限り更新することがある。

5 業務内容

非常勤嘱託職員は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 子育て支援・地域福祉に関する窓口業務

- ・児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、保育所入所等、子育て支援に関する受付業務

- ・その他、子育て支援に関する窓口業務

(2) その他、子育て支援・地域福祉に関する業務

上記業務にかかる付随する業務等

6 勤務時間等について

(1) 非常勤嘱託職員の勤務日数及び勤務時間等は次のとおりとする。

「勤務日数」

1日6時間勤務 週5日

「勤務時間」

午前10時15分から午後5時まで又は午前10時45分から午後5時30分まで

「休憩時間」

午後1時から午後1時45分まで

「休日」

(a) 日曜日及び土曜日

(b) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。

(c) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く）。

(2) 主管課長は、前項の規定にかかわらず、業務の性質その他の事由により同項の規定により難しいときは、休日を別に定めることができる。

(3) 主管課長は、前2項の規定にかかわらず、職員に対し休日に勤務することを命ずる場合には、当該休日を他の日に振り替えるものとする。

(4) 前項の規定により休日を他の日に振り替える場合には、あらかじめ、当該休日の前日から当該休日の6日前まで及び当該休日の翌日から当該休日の6日後までの期間にある日を振り替えるべき休日として指定するものとする。

ただし、やむを得ない事情により当該期間内に指定することができないときは、当該期間の末日の翌日から当該期間の末日の21日後までの期間にある日を、振り替えるべき休日として指定することができる。

7 報酬

非常勤嘱託職員の報酬等は次のとおりとする。

(1) 報酬は、月額168,000円とする。

(2) 交通費については、職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）の適用を受ける職員の通勤手当の例による。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。